

第3回仮称登別市手話言語条例検討委員会議事録要旨

◆日 時：平成27年7月27日（月） 18:00～19:55

◆場 所：登別市役所第1委員会室

◆出席委員

氏名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 芳恵	登別市障害者地域自立支援協議会	登別市総合相談支援センター e n センター長	委員長
山田 隆	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会会長	副委員長
高橋 邦昌	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会副会長	
今 順子	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会長	
伊藤 千春	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会員	
坂元 秀行	登別手話の会	登別手話の会会長	
高橋 照代	登別手話の会	登別手話の会事務局長	
須田 暁子	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会会長	
馬場 由香利	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会事務局	

◆事務局

氏名	職名
平田 雅樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ総括主幹
木田 元樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ主査
坂上 竜也	登別市保健福祉部障害福祉グループ担当員

○開会

○協議事項

【委員長】

- ・協議事項1、条例素案について、事務局から説明願いたい。

【事務局】

- ・それでは条例素案について若干説明させていただく。
- ・すでに皆さん一度目を通してと思うので、詳細についての説明は省略させていただく。
- ・前文について、ここでは言語について説明し、その次に手話はということで手話の説明をしている。
- ・また、手話が、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において言語として位置づけられたことから、手話を使いやすい環境を構築することは市の責務であることをまずここで説明している。

- ・手話を必要とする市民にとっての、手話により意思を伝え合う権利があること、またその権利は尊重されなければならないということ、そのため、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できるぬくもりある登別市を目指し、この条例を制定するものということで、前文のほうは条例の制定の理由を説明している。
- ・次に、第1条では、目的を条文化しており、前文にも書いてあるとおり、手話が言語であることを認知し、手話を市民の皆さんに広め、手話を使いやすいまちにして、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することと規定している。
- ・これは条例の目的で、1回目の検討委員会ときに市長からもこういった話があった。
- ・第2条の市の責務は、解説にもあるように、手話への理解と普及を進めること、手話を使いやすい環境を構築するために必要な取り組みを進めることを規定している。
- ・第3条の市民の役割は、市が進める取り組みに協力するよう努めること、一般的に努力義務と言っているが、そういったことを規定している。
- ・第4条として、施策の推進方針を入れている。ここでは目的を達成するために必要な具体的な取り組み方針を作成することを規定している。
- ・条例とは別に具体的な取り組み方針をつくることを規定しており、その取り組み方針をつくる際は、障がい者に関する計画等との調和がとれたものであること。また、作成するときは、手話を使用する市民の意見を反映させる措置をとることを規定している。
- ・この中で、条例の目的を達成するための方針をつくることを定めている。
- ・第5条として、財政上の措置を入れている。これは第4条や、いろいろな部分で市民に理解を深めていくなど、様々な取り組みを進めるに当たってお金がかかってくるので、それにかかる予算をなるべく措置するように努めるようにするということを書いている。
- ・最後は委任として、この条例に関して必要なことは改めて別に規定するとしている。
- ・以上が条例の概要である。前回の委員会の中でたたき台をつくってほしいとの話があったため、他市町や全日本ろうあ連盟などの資料に基づきながら、条例の素案のたたき台というものをまずはつくってみた。
- ・これはあくまでもたたき台なので、今後この場でどんどん変えていただければと思う。

【委員長】

- ・事務局から説明があったが、今後の協議の進め方について、項目ごとに協議していきたいと考えているが、それでよいか。
- ・それでは前文から協議していきたい。素案の前文に対してのご意見があればお聞きしたい。

【委員】

- ・これを読むとちょっと難しく感じるので、わかりやすい表現に変えたらどうかと思う。
- ・例えば、登別らしい雰囲気や登別温泉に観光客が来たときに交流し、健聴者も受け付

けできるようなそういう具体的なやさしい文章にできないか。これだと難しくて読みにくいと思う。

【委員】

- ・手話言語法の目的、ろう者の完全な社会参加の実現、手話を守る権利、手話を獲得する、手話で学ぶ権利、手話を使う権利、手話を教える権利、放送・通信・交通・建物の利用・災害・防災、映像文化・活字文化、地域社会、医療、保健、介護、教育、療育、労働、雇用、住居。それが大切だと思う。

【委員長】

- ・これは、前文の中に盛り込んだらどうかということでの意見か。

【委員】

- ・そのとおり。

【事務局】

- ・手話言語法の目的というのはそうなのかもしれないが、あくまでも手話言語条例で、市の条例である。
- ・目的については、最初に市長の話でもあったと思うが、まず、手話を言語として認め手話を使いやすい環境をつくっていかうということであって、委員が示しているろう者の完全な社会参加の実現を図るということではない。
- ・条例をつくって、ろう者が社会参加をしやすくなればそれはいいことだが、ろう者の社会参加の実現を図るための条例ではないということをご理解いただきたい。
- ・その中で、次回までに前文の案を出していただければ、各委員の皆さんにもお配りできるので、できれば早めに事務局に出していただきたい。

【委員長】

- ・先ほど、わかりやすい言葉にしてはどうかというご意見があったが、皆さんどう思うか。難しいところもあるかなと私自身も思うがいかがか。

【委員】

- ・実際にろうあ者が読んで理解できる文章に変えたほうがいいと思う。イメージしやすい、わかりやすい文章にしたほうがいいと思う。

【事務局】

- ・この素案自体が、すでにできあがっているまちの条例を参考につくったので、どうしてもそこに引っ張られてというか、そういった感はあるかと思う。
- ・ほかのまちでは、言語とはこういうもので、手話とはこういうもので、手話は法律で言語と完全に位置付けされた。だから手話を使う権利はあるということ述べて、

だから条例を制定するんだという感じにまとめている。

- ・例えば、ここの言語の説明はいらぬのではないか、手話の説明はいらぬのではないかとといった意見でもよい。

【委員】

- ・私が一登別市民としてこれを読んだときに、難しいなあ、手話言語条例いらぬや、「ぼい」ってしそうな内容だと思う。難しすぎて。
- ・もっとみんなにわかりやすく広めやすい文章、親しみやすい文章のほうが、実際この条例ができたとき、手話に興味を持ってもらえるのではと思う。
- ・市民のみんなが読んで、手話っていいねと思ってもらえるような文章がいいと思う。
- ・いろいろな所から取ってきているのがわかって、ちょっと取りすぎて大きくなりすぎているので、短くしていったらもっとスムーズにわかりやすい内容になると思う。
- ・最後のほうに、ぬくもりのある登別市を目指すというところがあるが、具体的に観光に来てくれるお客様に対しても優しい、市民に対しても優しいみたいな言葉が入っていればもっといいのかなと思う。

【委員】

- ・1回目の検討委員会のときにほかの市の条例を読んだが、全部難しい文章で、条例は何か文章の決まりみたいなものがあるのか。

【事務局】

- ・一応条例に決まりはある。ただ、どうしても役所の人間がつくった条例なので、それを参考に良い文章だとか、あたりまえに言語とは、手話とはなどを入れたが、そういう部分がどうしても役所的になってしまいがちになる。
- ・委員の皆さんがおっしゃったことはよく理解できた。確かに一般の人が見てもわかりづらい部分もあるんだろうと。どうしても行政文章というのはそうなりがちである。
- ・例えば、条例を出すときには、解説とかも一緒に付けていくべきなのかなと思ってるので、その中でもっとわかりやすい表現を使うのは可能かと思う。
- ・逆に、条例の本文の中、今は前文の話をしているが、前文の中もここをこういう表現にできないだろうかという意見があると、直すほうとしては直しやすいと思う。
- ・一旦この場で直した後に、条例を専門に扱う担当者に、こういう表現は使えるだろうかという協議はさせてもらえる。
- ・今回皆さんにたたき台を示すに当たっては、単純に表現としてだめな所があるかという程度でその担当者に見てもらっている。
- ・例えば、市民という言葉があれば、市民とは誰かということもあるかと思う。
- ・一般的には、住民登録している人であったり、登別市に働きに来ている人も市民になるのか、観光客も市民と捉えるのかということはあるかと思うので、そういう位置付けを解説の中に入れるのも一つの方法だと思う。
- ・逆に、解説に入れるのではなくて、前文の中で先ほどから皆さんの意見が出ているよ

うに、もっとわかりやすい言葉を使えば、解説は不要かと思う。

【委員】

- ・手話言語条例なので、この文章を手話表現すると考えたときに迷う表現がある。例えば、人類の発展に大きく寄与の表現に迷う。これはやっぱり難しい表現だと思う。

【委員】

- ・ジェスチャーを使い、「視覚的に」の部分は除いたほうが良いと思う。

【事務局】

- ・今まで出てきた意見の中で話をすると、最初の言語はという 2 行は、皆さんとしては不要だと思うか。

【委員】

- ・難しい。今までいただいた資料を読んだが、やっぱり文章が理解できない。とにかく文章がスムーズに理解できるような形でお願いしたい。

【事務局】

- ・次に、手話はから 3 行、大切に育まれてきましたまではどうか。ここもわかりづらいか。

【委員】

- ・難しい言葉の場合は、簡単な言葉にして手話を使えば良いと思う。例えば指文字やジェスチャーを合わせると読みやすくなり、理解しやすくなると思う。

【委員】

- ・条例というのは、あまり具体的過ぎてもだめなのかなと思う。あんまり載せ過ぎてしまうとそれ以外のものには通用しなくなるのではないかな。
- ・本当はわかりやすいほうが良いと思うが、先ほど話があったように解説で付け加えるとかしたほうが良いのかなと思う。
- ・ただ、普段私たちが使い慣れていないような言葉がところどころに入っているので、やっぱりわからないと思う。

【事務局】

- ・例えば、手話の使いやすい環境を構築するというのを、環境をつくるというふうに直したほうがよいか。

【委員】

- ・そのほうが多分わかりやすいと思う。

【事務局】

- ・先ほど、ジェスチャーを入れて説明したらわかりやすいのではというご意見があった。
- ・北海道ろうあ連盟に行った際、ジェスチャーと手話は違うという説明はすごくわかりやすかったので、それを入れることができればいいが、どう表現すればよいかという問題がある。
- ・例えば、前文に、手話は音声言語である日本語と異なりという表現がある。
- ・ここで、手話は日本語やジェスチャーと異なりと入れると、この後の説明で、手指や体の動き、表情を使ってと書いているが、ジェスチャーも手指の動きや体の動きを使うと思う。
- ・北海道ろうあ連盟に行った際、日本語と手話は語彙が違うという話があったと思う。
- ・語彙が違うということをどう説明すればよいか、また説明を入れると、それに対する説明も入れ込まなければいけなくなって、さらに長くなる可能性もある。
- ・だからといってそれを排除するわけではないので、こうしたらいいのではという意見があると議論はしやすいかと思う。

【委員長】

- ・皆さんに具体的な文言などを出してくださいと言っても、すぐ出てくる部分と出てこない部分があったり、まとまりのある文章にはならなかったりと思うので、皆さんに考えてきていただいて、次回話をするというのはどうか。

【委員】

- ・考え方として、解説は条例とセットになっているのか。

【事務局】

- ・この手話言語条例に関しては、市民の皆さんに手話の理解を広げようということが目的の一つに入っているので、解説は付けなければならないのかなと思っている。
- ・市民の皆さんに説明する際にも解説があったほうがいいので、そのようにしていきたいと思っている。
- ・ただ、条例として市の条例集に載るときには解説はない。あくまでも市民の皆さんに説明する際の資料として解説は付ける。
- ・また、最初にスケジュールの話をしたが、意見公募制度を実施する際には、解説は全部付ける。

【委員】

- ・前文を読ませていただいたが、私としては前文はこれでいいと思った。

【委員長】

- ・先ほども話したが、前文についての内容を具体的にこういうふうにしたほうがいいのか

ではとか、わかりやすい言葉とか、親しみのある文章のところ、皆さんに次回までに考えてきていただくという形にしてはどうか。

【委員】

- ・市長に提出するのはいつか。

【事務局】

- ・スケジュールをもう一度お話しすると、まず素案を10月中に完成させ、それを意見公募という形で市民の皆さんから広く意見を募るので、10月まではこの検討委員会としての案を市長に出す形となる。

【委員】

- ・その前に市長に出して、ここを直せというやりとりはないのか。

【事務局】

- ・条例が思いのほか早くできるのであればそれは可能だが、基本的には、あくまでも検討委員会の中で皆さんに議論していただくことを想定しているので、市長は、この素案を見ていない。
- ・あくまでも素案はこの委員会で作るとしているので、ここで示しているのは、素案のたたき台とだけ思っていたらと思う。

【委員】

- ・市民に公表するのはいつごろか。

【事務局】

- ・11月に1カ月かけて意見公募を行う予定でいる。

【委員長】

- ・それでは、前文の案について、次回の検討委員会の前までに事務局にいただけると事前に周知できるのでよろしくお願ひしたい。
- ・続いて第1条の目的について、意見あればいただきたい。

【委員】

- ・最後のところで、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することとあるが、寄与という言葉はあまり使いたくない。

【委員長】

- ・寄与という言葉についてはどう思うか。

【委員】

- ・難しいから取ってもいいのではないかと。

【事務局】

- ・先ほどお話があった、構築という言葉もつくるにしたほうがよいか。

【委員】

- ・前文の中で使わないのであれば、目的も同じ表現にしたほうがいいと思う。

【事務局】

- ・目的はわかりづらいかと。

【委員】

- ・大丈夫。

【委員】

- ・4行目の「手話を使用する市民が手話によって自立した日常生活を」とあるが、ろうあ者の皆さんは自立した生活をしているのではないかと。

【事務局】

- ・大きな目標の一つとして、この検討委員会にも手話通訳の方がいるが、常に通訳の方がいなくても普通に暮らせるまちになればという意味で自立という言葉を使っている。
- ・実際問題として、ろうあ者の方が、困難や自立の差はあるけれど、何も気にせずに暮らせるような地域社会になればということで自立という言葉を入れている。
- ・ただ、自分たちはもう自立しているという意見があれば、こういった言葉を省くことは全然かまわないと考えている。

【委員】

- ・説明を受けると内容がわかるが、文章だけだとわからない。

【委員】

- ・聴覚障がい者はいつもお世話になっているというイメージが強いが、聴覚障がい者は全てお世話になっているわけではなく、自立して生活している。
- ・何が足りないかと言えば、情報が足りないということ。正確な情報があるといいと思う。

【事務局】

- ・自立という言葉がひっかかっていると思う。

- ・自立という言葉の使い方はいろいろある。例えば、高齢者が介護サービスを使って自宅で暮らすことも自立したという言い方をしている。
- ・ただ、言語に関する条例なので、表現の仕方はこのままでいいものなのかという思いもある。
- ・例えば、何か代替りのものがあるのかというのは事務局のほうでも考えさせてもらい、皆さんのほうでも前文と同じように何かご意見というか、こうしたらいいのではないかという案があればお知らせしていただきたい。
- ・ただ、この素案をつくるに当たっても、例えば、あらゆる分野での活動に参加しという部分は、手話によりあらゆる分野での活動に参加しでもいいのかなど。あえて、自立した日常生活という表現がなくても通じることは通じるのかなと思った。

【委員】

- ・先ほど意見があったように、「自立した」の前に、「いろいろな情報を得て」というのを入れてはどうか。

【事務局】

- ・情報の部分については、北海道ろうあ連盟でも情報コミュニケーション法とか、手話言語法を国に対して制定してほしいという中で、国のほうの動きがみえずに、各自治体で条例を制定している。
- ・また、情報コミュニケーション法という中に要約筆記の部分が入ってきたりということもあった、情報という表現が使い方によってはほかの部分はどうするのかという議論にもなりかねない。
- ・皆さんがおっしゃっている意味は理解しているので、事務局としても持ち帰って、この表現を検討させていただきたい。

【委員長】

- ・続いて、第2条、市の責務についてご意見があればいただきたい。

【委員】

- ・構築の部分を直してはどうか。

【委員長】

- ・これ以外に、市の責務のところでは何かあるか。
- ・続いて、第3条、市民の役割についてはどうか。

【委員】

- ・市が推進する施策にはどんなものがあるのか。

【事務局】

- ・具体的な施策は、この条例の中では言っていない。
- ・第1条の目的のところ、総合的かつ計画的に施策を推進することと、目的を達成するために行う事業と理解していただきたい。
- ・具体的にどういう事業を行っていくのかというのは、次の第4条の中で別に定めるとしている。
- ・第4条に移るが、第4条の第3項として、その下に(1)、(2)、(3)、(4)とある。
- ・(1)として、手話の理解及び普及の促進に関する事項。
- ・(2)として、手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項。
- ・(3)として、手話による意思疎通支援に関する事項。
- ・こういった事項を別に策定するとしているので、この中で具体的な取り組みを決めていくような形にしていきたいと考えている。
- ・一番具体的になっているのは、例えば市民向けの講習会を開催するといった場合に、それに参加するということも市民の協力になるかと思う。
- ・それが例えば、単純に講習を受ける参加者であったり講習を運営するお手伝いをしていただく方であったり、いろいろかと思う。
- ・ここで言う市民というのは、ろうあ者を含めた市民と捉えていただければと思う。

【委員】

- ・第3条の市民の役割の中で、「市民は、手話への理解を深め」に加えて、手話を学ぶとか手話を習得するよう努めるという表現は言い過ぎか。
- ・全日本ろうあ連盟のモデル条例案の中に、市民の役割ということで、その初めにろう者と手話でコミュニケーションすると書いてあって、理解だけじゃなくて習得まで載せたほうがより強いというか、市民に対する働きかけになるのではないか。

【事務局】

- ・もし、習得という言葉を入れるのであれば、逆に第4条の所になってくると思う。
- ・第4条第3項の(1)で理解及び普及と書いているが、そこに習得も入ってくると考えているが、あえて習得という表現を使うべきだということであれば、ここに入れるべきなのかと思う。

【委員】

- ・これは、施策の方針で市の役割になってくるのではないかと思うが、その前の市民としての役割としてはどうか。

【事務局】

- ・役割として、市が推進するという表現を入れている。その施策というのが、次の第4条第3項のところにかぶってくる。
- ・ここでは努めるものとするとはしているが、あくまでもたしかに手話を理解するとい

うのは第一弾として大前提としてはある。

- ・あえてここで市民の役割として具体的なものを入れるのはどうなのかという疑問はある。手話を使われる皆さん方からしてみると、入れたいという思いというのはわかる。
- ・ただ、そうではない人もいるので、ここでそこまで突っ込むのがいいのかどうかというの疑問が残るかと思う。

【委員】

- ・市民がわかればいいと思う。

【事務局】

- ・代わりに第3条のところで入れずに、第4条の中で手話の習得やといった表現はまだ使いやすいのかなと思います。

【事務局】

- ・例えば、先ほど言ったように、手話の理解や普及の促進で、最初にやるのは講習会的なものなのかと思うので、そこで学ぶ、習得は必ず入ってくる事項だと思う。

【委員長】

- ・今意見のあった手話の習得という文言について、第3条のほうで入れるのか、第4条で入れるのかについてご意見はあるか。

【委員】

- ・第4条に入れたほうがいいと思う。

【委員長】

- ・それ以外に第3条についてご意見ないか。なければ第4条のほうに移りたいと思う。
- ・施策の推進方針ということでこちらのほうにご意見あるか。

【委員】

- ・第4条第3項（1）の表現が少し固いと思う。モデル条例案のほうがいいのではないかな。

【事務局】

- ・先ほどの学ぶ、習得するという表現もあったので、そこについては全日本ろうあ連盟が出しているモデル条例案を参考にしながら、学ぶという表現を使って修正してみる。

【委員長】

- ・施策の推進方針というのは、この検討委員会の中でつくるのか、市でつくるのか。

【事務局】

- ・この検討委員会では、あくまでも条例素案をつくってもらっている。
- ・ただ、第4条第4項で、施策の推進方針の策定又は変更、評価をする時は、あらかじめ手話を使用する市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするとしている。
- ・基本的には、条例検討委員会の委員という立場ではない形で皆さんと協議していければと思っている。
- ・例えば、講習会をやるにしても、きょうお集まりの皆さんのご協力なしではできないと思っている。
- ・そういった部分で、理解をしてもらうための簡単な挨拶程度を学んでもらうような講習会をやるうとか、その次のステップとして、段階的な講習会とか、何カ月をワンサイクルとした講習会をやるうとか、そういうのは皆さん方のご意見をいただきながら、第4条に載っている方針をつくっていきたいと思っている。

【委員】

- ・第4条の中に、別紙として詳しい方針をつくることはできるか。

【事務局】

- ・イメージしているのは具体的な講習会といったものか。

【委員】

- ・それもあるが、例えば、消防の通訳とか小中学校の手話教育の指導だとか、詳しい具体的な方針を別の紙に書くということはあるのか。

【事務局】

- ・条例としては、そこまで具体的な文は書かない。
- ・条例とは別物として、例えば、手話言語条例第4条に基づく施策の推進方針はこういうものだというものは別につくる考えである。

【委員】

- ・例えば、手話協力員の登録制度はこの中に入るのか。

【事務局】

- ・例えば（1）と（2）に含まれると思うし、（3）にも含まれてくるかもしれないが、方針の中に登録制度をやるうといったことを盛り込むことはできる。
- ・条例にはそこまで具体的な部分はいれない。先の話になってしまうかもしれないが、施策の推進方針の中に例えば救急隊員への手話講習会だとか、小学校での出前講座だとか、登録制度の立ち上げとか、登録にないことはたくさんあるのでやらなければいけないことが出てくるかと思う。

- ・ただ、条例ができたからといってそれを一気に進めることはできない。どうしても次にかかってくる予算の問題というのも出てくるので。
- ・ただ、方針としてこういうことをやっていくということを別につくって紙におこすことはできる。

【委員長】

- ・そのほか、第4条について意見はないか。
- ・ないようなので、第5条、財政上の措置について意見はあるか。

【委員】

- ・第5条について、中身の説明をいただきたい。

【事務局】

- ・これは、第4条で施策の推進方針というものをつくる。これは、何かやるためには、例えば手話の講習会をやりましょうと言っても、場所を押さえたり、教材を買ったり、いろいろお金がかかる。
- ・登録制度を設けた場合に、奉仕員の方に謝礼を払うとしたら謝礼も発生してくる。
- ・市が様々な事業を行うとなるとお金が必要となるが、すぐにお金が出てくるものではないので、そういった部分で必要な予算の措置に努めるということを書いている。
- ・ただ、先ほども言ったように、努めるからといって一気にできるということではない。

【委員】

- ・市のほうで、石狩市のようなパンフレットをつくってもらえるのか。

【事務局】

- ・例えば理解してもらうためにパンフレットが必要だとなった場合に、パンフレットをつくらうというのはありだと思う。
- ・ただ、石狩のようなカラーのパンフレットをつくるにはお金の問題があるので、そういった部分ですぐにできるかどうかというのはわからない。
- ・例えば、自前で白黒印刷であれば可能だが、石狩市のようにああいう綺麗なものをつくるとなると、どうしてもお金がかかるので、その部分の措置がすぐできるかというところ、それは検討しなければいけないと思う。

【委員長】

- ・そのほか第5条のほうに意見はあるか。
- ・なければ、第6条の委任について。

【事務局】

- ・これは一般的に決まりごとの部分なので、このままでお願いしたい。

【委員】

- ・ここには書いていないが、最後に検討という項目を入れてほしい。
- ・条例をつくったはいいが、やっぱりこれは変えたほうが良いという意見があるかもしれないので、3年後の見直しは入れてほしい。

【委員】

- ・私もそう思う。登別市はまだ歴史が浅いので、制定の何年か後に修正が必要だと思う。

【事務局】

- ・検討の項目をあえて入れていない理由としては、条例改正が必要であれば検討の項目がなくても改正はできる。
- ・心配されているのは、作りっぱなしで変わらなかつたら困るという部分なのかなと思うが、この条例で大事なものは、施策の推進方針をいかに実施していくのかということころだったので、あえて検討の項目は入れてはいない。

【委員】

- ・入れたほうが良いと思う。

【事務局】

- ・国の法律には、よく検討という項目は入っているが、条例の施行の状況について、みなさんが一番気になってくるのは、第4条の施策がどんなことをどういうふうにやっていくのかということだと思う。
- ・それは条例レベルではなくて、事業レベルになる。事業の評価は常にしており、あえて条例単位で評価をすることがどうなのかということもあるので、条例を担当している部署と協議してみる。
- ・ろうあ連盟のモデル条例案の中でも、施行後3年、4年をめぐりとして条例の施行の状況について検討を加えるということなので、条例の施行の状況となると、目的を達成するためにどんなことをやったかということになる。
- ・条例目的の達成のためにこういうことをやろうっていうことで、第4条で方針を立てる。それについての評価というのは常にやっていかなければいけない
- ・条例に載せなくても、現実として他の部分ではやっているのだから、あえて必要ないのかなと感じて特に入れてはいない。

【委員】

- ・その事業の評価、検討はいつもできるのか。

【事務局】

- ・市役所の業務年度は4月から3月までで、この結果の評価を事務事業評価として行っ

ている。

- ・市のホームページでも結果は公表しており、そこで必要性だとか、費用対効果の部分とか、ほかでできることはないかとか何点かの要素があって、見直しが必要となると改善というふうにして、次の年度に変えるような仕組みになっている。
- ・条例は市の事業として全体の中の一つとして見ていくような形になると思うが、その検討の項目については持ち帰って検討させてほしい。

【委員長】

- ・そのほか、全体を通してご意見あるか。
- ・なければ、先ほどお伝えしたが、前文については皆さん次回までに考えてきていただきたいことと、目的の部分の文言と第4条の施策の推進方針について、事務局のほうで精査していただきたい。
- ・続いて、協議事項2のその他について、事務局から説明願いたい。

【事務局】

- ・次回の日程は、8月10日の月曜日、午後6時から第2委員会室で行う。

【委員長】

- ・ほかはないようなので本日の議事を終了する。

【事務局】

- ・以上で第3回の検討委員会を終了する。